

添付法令資料 3 :

証券引受人及び証券仲介人として事業活動を実施する証券会社の報告に関する
2022 年 5 月 18 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則 No. 8/POJK.04/2022

(目次)

同月 19 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条及び第 2 条)
第 2 章	報告書の種類 (第 3 条ないし第 9 条)
第 3 章	報告者 (第 10 条ないし第 15 条)
第 4 章	報告の手続、延期及び例外
第 1 節	報告の手続 (第 16 条)
第 2 節	報告の延期及び例外 (第 17 条)
第 5 章	報告書の提出期限
第 1 節	期限 (第 18 条ないし第 24 条)
第 2 節	持続可能な金融行動計画報告書及び初回の持続可能性報告書の提出 (第 25 条ないし第 27 条)
第 6 章	報告書の形態及び提出
第 1 節	報告書の形態 (第 28 条ないし第 35 条)
第 7 章	雑則 (第 36 条)
第 8 章	行政処分 (第 37 条ないし第 39 条)
第 9 章	終則 (第 40 条ないし第 43 条)